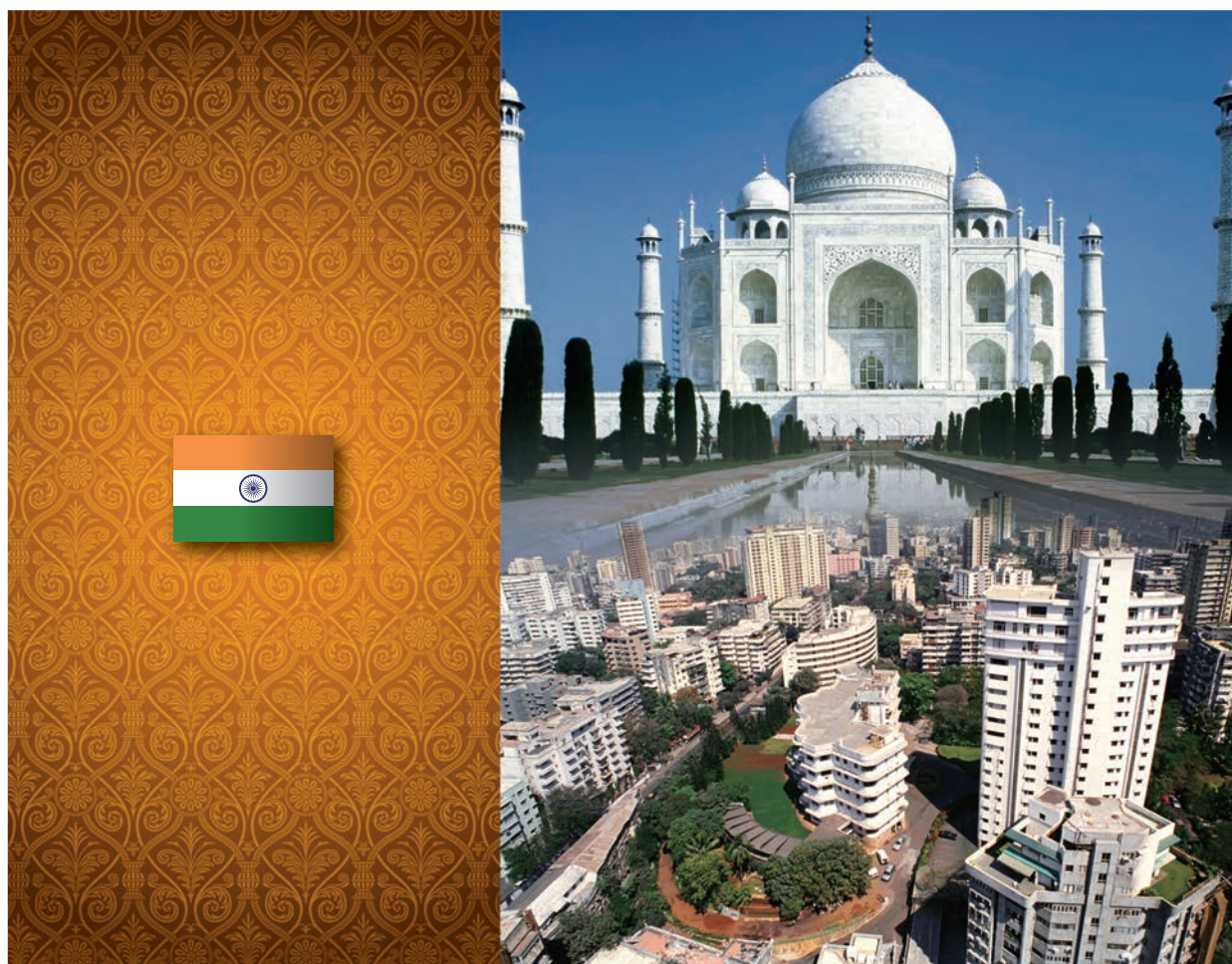


# インド債券ファンド(毎月分配型)

追加型投信 / 海外 / 債券



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

**委託会社** ファンドの運用の指図等を行います。

**三井住友アセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

**<委託会社への照会先>**

ホームページ: <http://www.smam-jp.com>

お客さま専用フリーダイヤル: **0120-88-2976**

[受付時間] 営業日の午前9時~午後5時

**受託会社** ファンドの財産の保管および管理等を行います。

**株式会社りそな銀行**

## 委託会社の概要

委託会社名

三井住友アセットマネジメント株式会社

設立年月日

1985年7月15日

資本金

20億円(2017年6月30日現在)

運用する投資信託財産の  
合計純資産総額

5兆8,614億円(2017年6月30日現在)

## 商品分類

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	海外	債券

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2017年8月24日に関東財務局長に提出しており、2017年8月25日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

## ファンドの目的

投資信託への投資を通じて、主としてインドの債券等に投資し、安定的な金利収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

**1** 主として、インドの債券等に投資することにより、安定的な金利収益の確保と信託財産の成長を目指します。

- インドの債券とは、国債、政府機関債、地方債、社債、国際機関債等です。
- 社債は、インドの企業およびその子会社や関連会社等が発行する債券等とします。
- インドルピー建ての債券のほか米ドル建て等の債券に投資を行います。米ドル建て等の債券に投資を行う場合は、原則として実質的にインドルピー建てとなるよう為替取引を行います。
- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- 原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

※インド国内のインドルピー建て債券への投資は、投資ライセンスおよび投資枠の関係で大幅に制限される場合があります。

**2** 実質的な運用は、現地の債券運用に強みを持つ「コタック・マヒンドラ」グループが行います。

- 外国投資信託の配分比率に関し、コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント（シンガポール）\*の投資助言を受けます。
- 投資対象とする外国投資信託は、コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント（シンガポール）\*が運用を行います。

\*「コタック・マヒンドラ」グループ内の組織変更に伴い、2017年4月1日付でコタック・マヒンドラ(UK)からコタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント(シンガポール)に変更されています。

**3** 毎月決算を行い、決算毎に分配を行うことを目指します。

- 毎月26日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配を行うことを目指します。
- 分配金額は分配方針に基づき委託会社が決定しますが、市況動向等によっては、分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

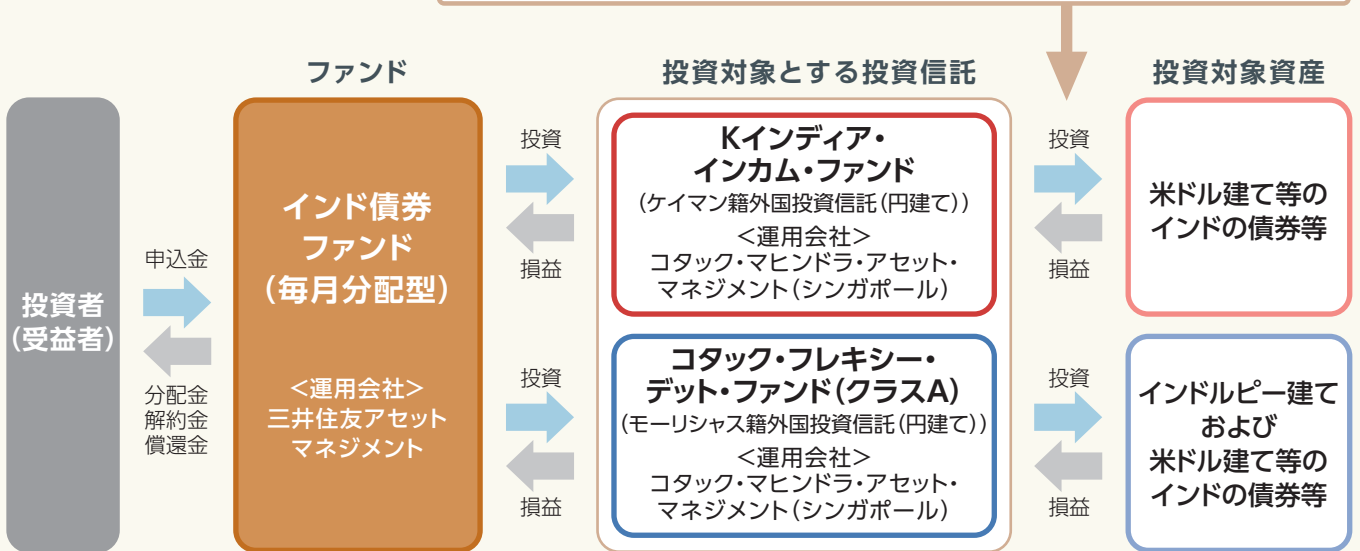
※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



## ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

原則として、「米ドル売り」「インドルピー買い」の為替取引を行い、実質的に「インドルピー」建ての保有と同様の為替変動の効果を目指します。



## 高成長が期待されるインド

### ▶インドの概要

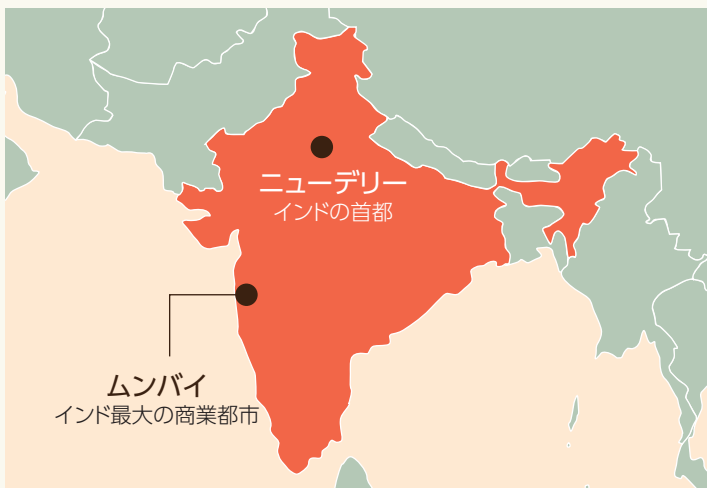


タージ・マハル(インド北部)



デリー市街

建 国	1947年(英国領より独立)
面 積	約329万km <sup>2</sup> (2011年)
人 口	約12.1億人(2011年)
首 都	ニューデリー
主 要 言 語	連邦公用語はヒンディー語
通 貨 単 位	ルピー (1ルピー=1.71円、2017年3月末現在)
主 要 産 業	農業、工業、鉱業、IT産業

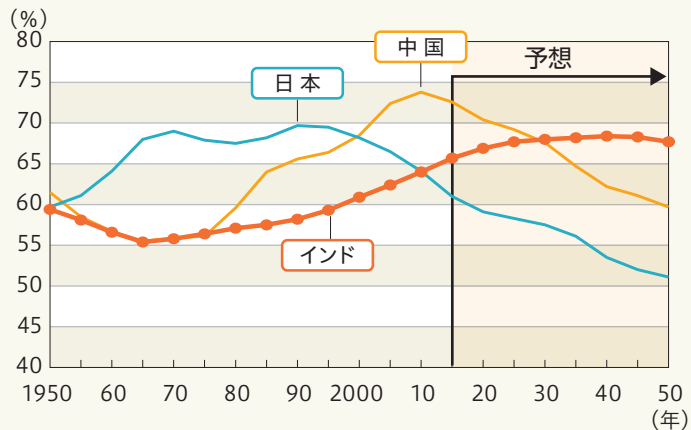


(出所)外務省等

■2014年5月の総選挙の結果、モディ首相が誕生しました。モディ首相による経済政策は「モディノミクス」と呼ばれ、インド経済の発展を後押ししています。

## ▶ 伸びる人口とGDP

[ 生産年齢人口比率の推移 ]



■長くアジアの成長の中心にある中国では、生産年齢人口比率が低下しつつあり、アジアにおける経済発展は、新たな局面を迎えつつあると考えられます。

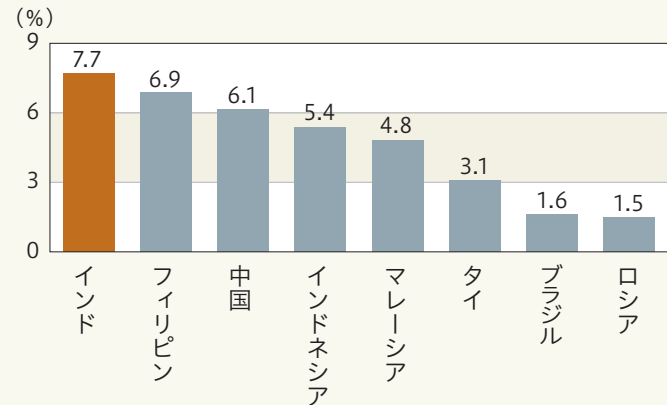


生産年齢人口とは

15歳以上65歳未満の人口のことをさします。

■生産年齢人口比率が今後も高水準を維持し、新興国の中でも中国を凌ぐ高い経済成長率の継続が予想されているインドへの注目度が高まっています。

[ 実質GDP成長率予想 ]

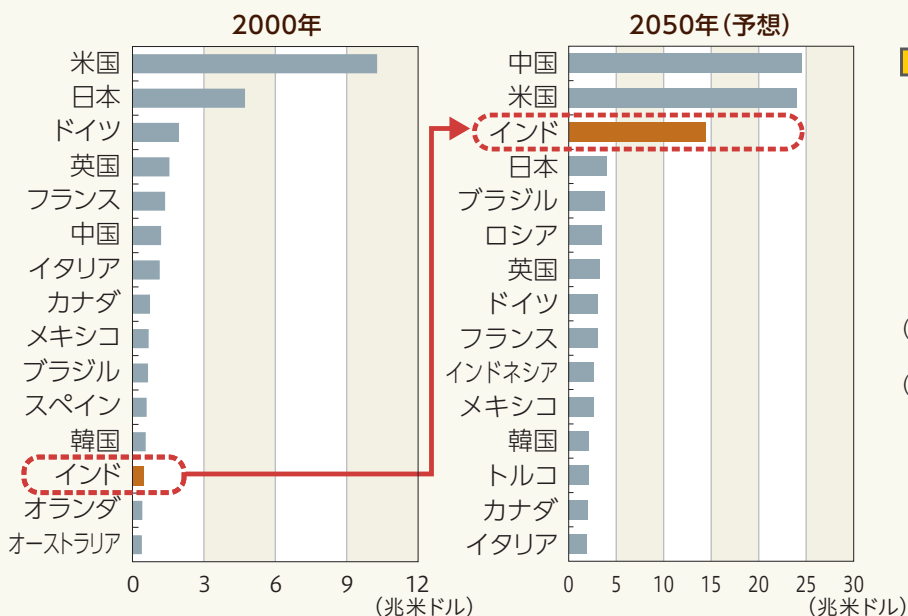


(注) 左上グラフのデータは1950年~2050年(5年毎)。2015年以降は国連の予想値(中位推計)。左下グラフのデータは2017年~2021年の年平均。IMFによる予想。

(出所) 国連、IMF

## ▶ 世界第3位の経済大国へ

[ GDP総額の比較(2000年と2050年) ]



■インドのGDP総額は2000年には世界第13位でしたが、2050年には日本を抜き、中国、米国に次いで世界第3位の経済規模に発展すると予想されています。

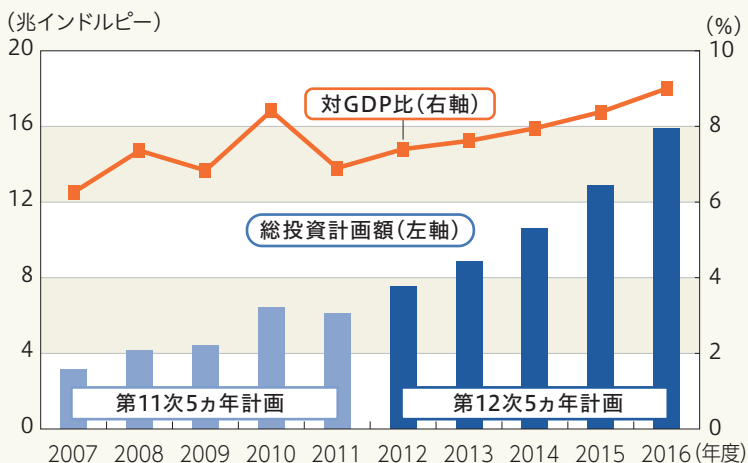
(注) 2050年は21世紀政策研究所による予想値を使用。

(出所) IMF、日本経済団体連合会

※グラフ・データは、過去の実績および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

## ▶ 増えるインフラ投資

### [ インドのインフラ投資計画額の推移 ]



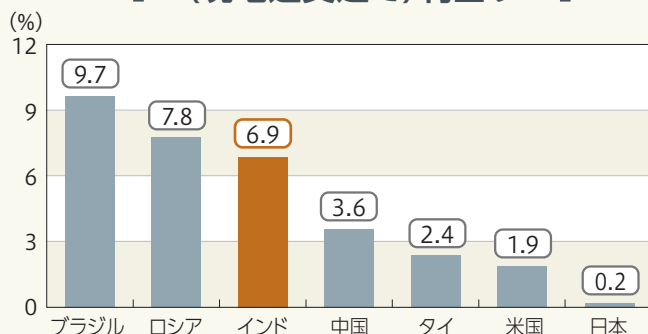
■インドのインフラ投資に関する支出は年々増加傾向にあります。今後、インドのインフラが整備されていくに従い、経済の発展も加速していくと期待されます。

(注) データは2007年度～2016年度。年度は当年4月～翌年3月。  
(出所) インド政府計画委員会

## インド債券市場の魅力

### ▶ 相対的に高い利回り水準

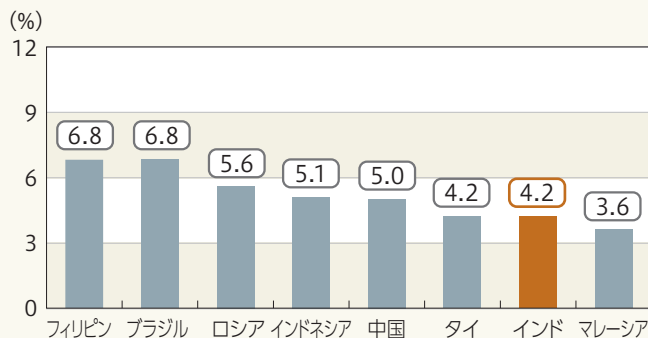
#### [ 主な先進国・新興国の国債 (現地通貨建て) 利回り ]



(注) データは2017年6月末現在、新興国はJPモルガン GBI-EMBroadの各国最終利回り、米国はシティアメリカ国債インデックス、日本はシティ日本国債インデックスの最終利回り。

(出所) FactSet

#### [ 主な新興国の社債 (米ドル建て) 利回り ]



(注) データは2017年6月末現在、JPモルガンCEMBI Broadの各国最終利回り。

(出所) FactSet

■インドルピー建て国債の利回りは、主な先進国・新興国の現地通貨建ての国債と比べて相対的に高い水準にあります。

#### 〈ご参考〉ファンドのポートフォリオ概況

(2017年6月末現在)

最終利回り

6.2%

平均格付け

BBB-

(注) 平均格付けとは、ファンドが実質的に保有している債券にかかる信用格付けを加重平均したものであり、ファンドにかかる信用格付けではありません。

(出所) コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント(シンガポール)

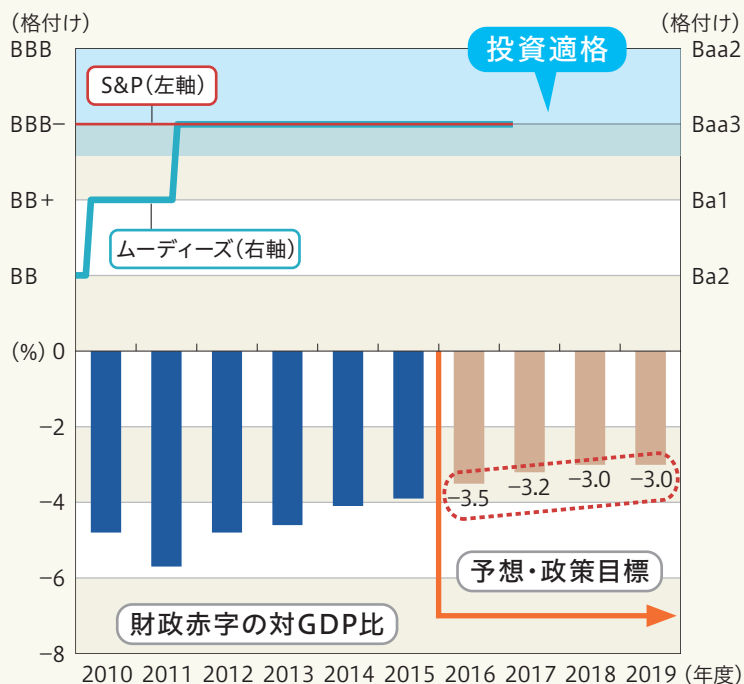
■一方、インドの米ドル建て社債は、主な新興国の米ドル建て社債に比べて、利回りは相対的に高くありませんが、当ファンドにおいては為替取引を行っており、プレミアム\*による利回りの上乘せが期待されます。

\*為替取引によるプレミアムについては、後記「為替取引について」参照

※グラフ・データは、過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

## ▶ 格上げ期待

[ インドの格付けと財政収支の推移 ]



大手格付会社ムーディーズは2011年12月、中長期的な経済成長が期待されることから長期債格付けを「Ba1」から「Baa3」に格上げし、投資適格としました。中長期的な経済成長期待や財政赤字の削減等により今後、更なる格上げが期待されます。

(注1) 年度は当年4月～翌年3月。財政収支の2016年度は政府による予想、2017年度以降は政策目標。

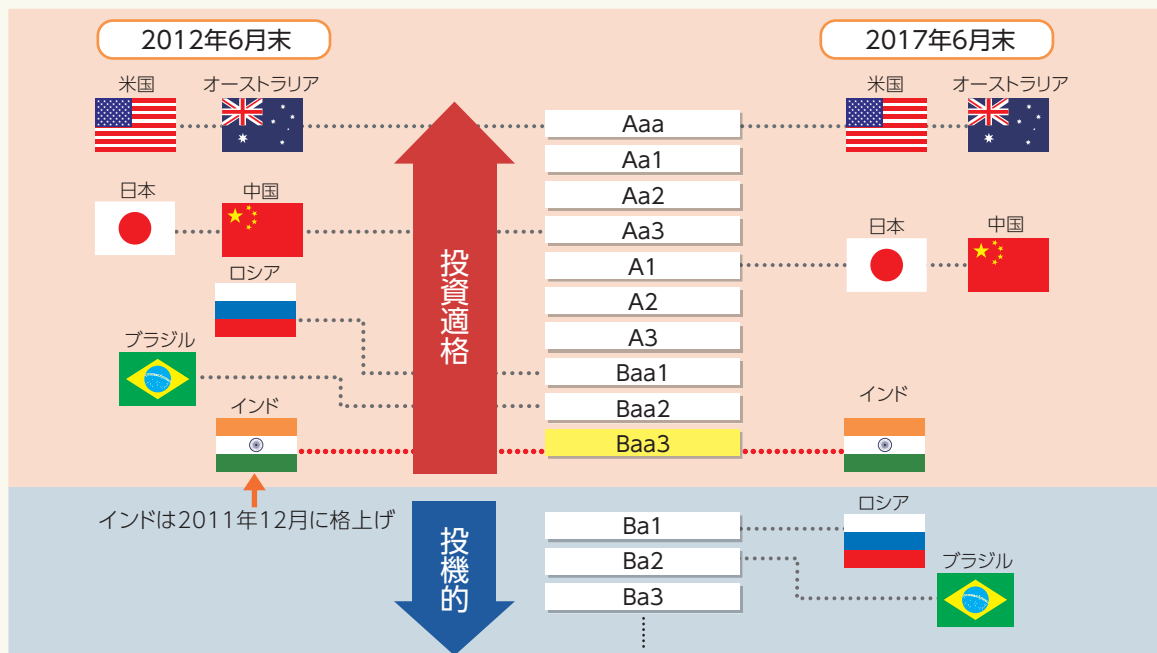
(注2) 格付けデータは2010年4月末～2017年6月末。

(注3) 格付けは自国通貨建て長期債格付けを使用。

(出所) インド政府、Bloomberg等

## ▶ 格付けの各国比較

インドの格付けは「Ba1」の投機的格付けから「Baa3」へと格上げされ、投資適格となったことで世界から資金が流入しやすくなっています。



(注) ムーディーズの自国通貨建て発行体格付けを使用。

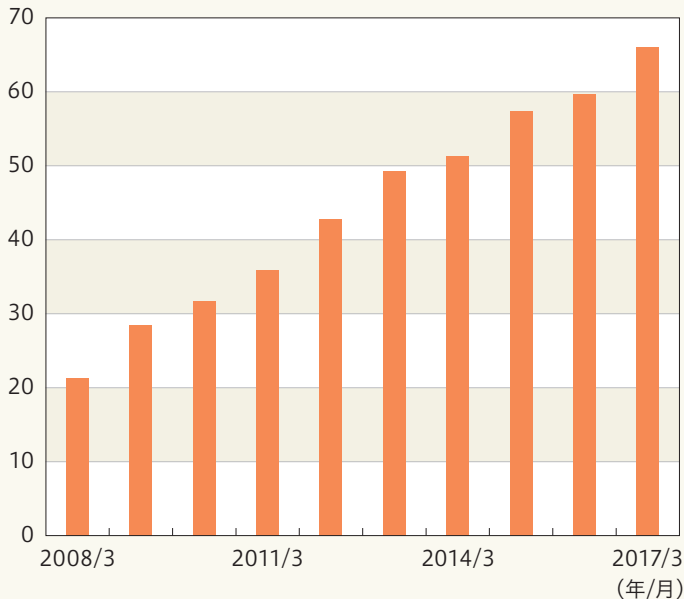
(出所) Bloomberg

※ グラフ・データは過去の実績および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

## ▶ 拡大する債券市場

### [ インド債券市場の時価総額の推移 ]

(兆インドルピー)



■インド債券市場においては、外国機関投資家に対して投資枠の規制 (FII制度) が設けられていますが、2015年からは州政府債への投資も可能となるなど、投資枠の規制は徐々に緩和されており、債券市場拡大の追い風となることが期待されます。

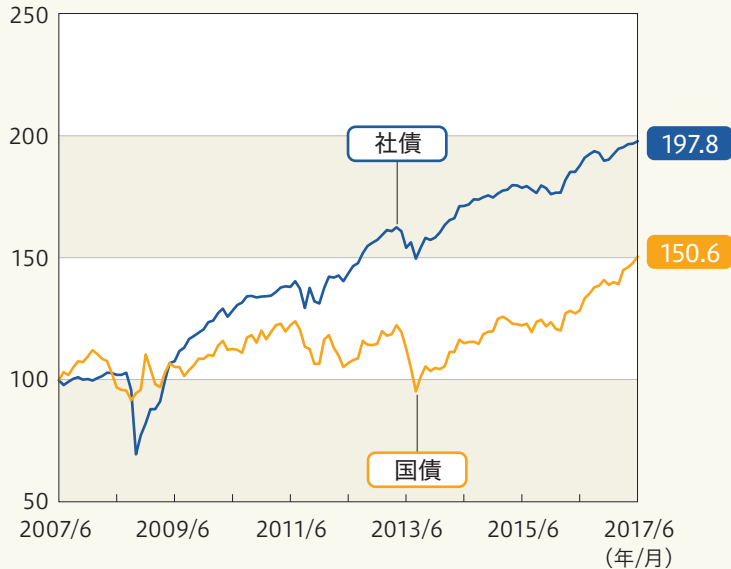
(注) データは2008年3月末～2017年3月末。

(出所) ナショナル証券取引所

## ▶ 良好なパフォーマンス

### [ インド債券のパフォーマンス ]

(ポイント)



■2013年9月にインド準備銀行総裁にラジャン氏が就任以降、機動的な金融政策等が好感され、良好なパフォーマンスで推移しました。その後、2016年9月にパテル氏が新総裁に就任しましたが、ラジャン前総裁の金融政策路線を継続していることが好感されるなど引き続きパフォーマンスは堅調に推移しています。

(注1) データは2007年6月末～2017年6月末。2007年6月末を100として指数化。

(注2) 国債はJPモルガンGBI-EM Broadインド、社債はJPモルガンCEMBI Broadインドを使用(いずれも米ドルベース)。

(出所) JPモルガン

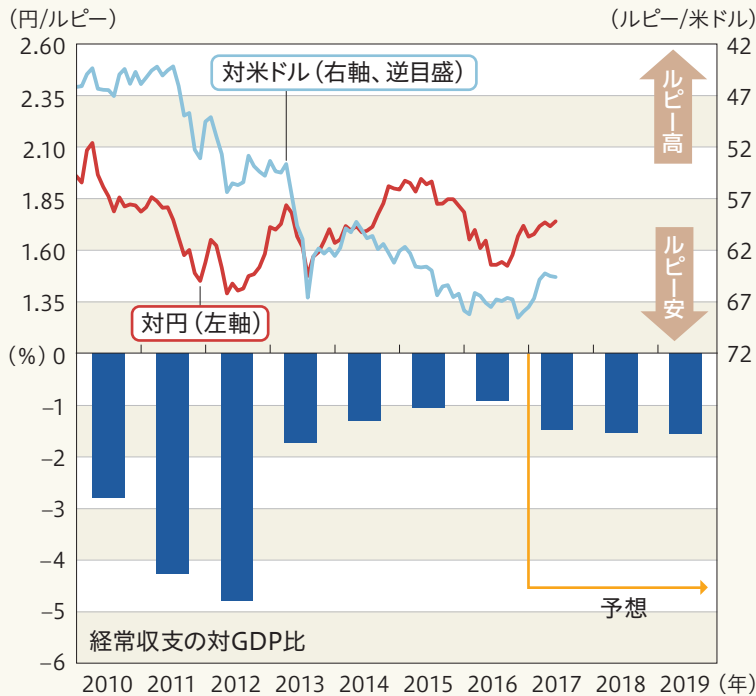
※グラフ・データは、上記指数等の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。



## インドルピーの魅力

### ▶ インドルピーの推移

[ インドルピーの為替レートと  
経常収支の推移 ]

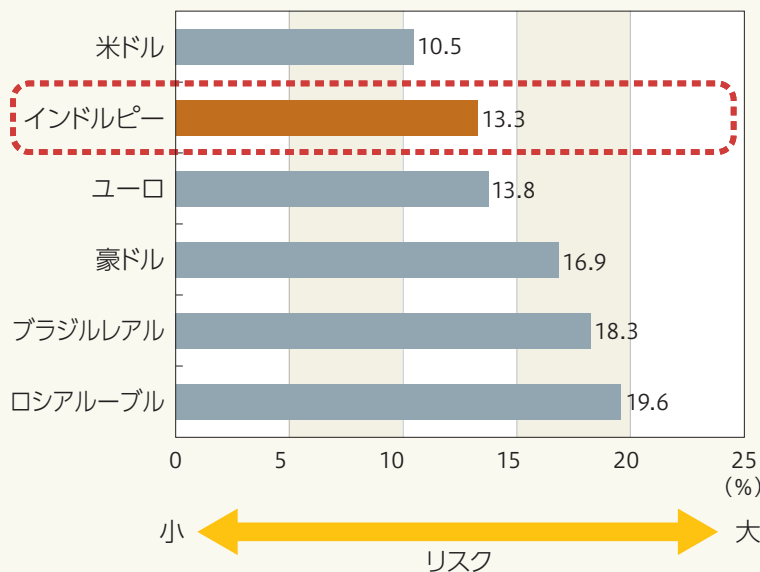


■ 経常収支は、赤字幅が拡大していた2010年～2012年の時期と比べて改善しており、今後も赤字幅は低位で推移すると予想されます。

(注1) 経常収支の対GDP比の2017年以降はIMFによる予想。  
(注2) 為替レートは2010年1月末～2017年6月末。  
(出所) Bloomberg, IMF

### ▶ 相対的に為替変動リスクの低いインドルピー

[ 主要各国の為替変動リスク ]



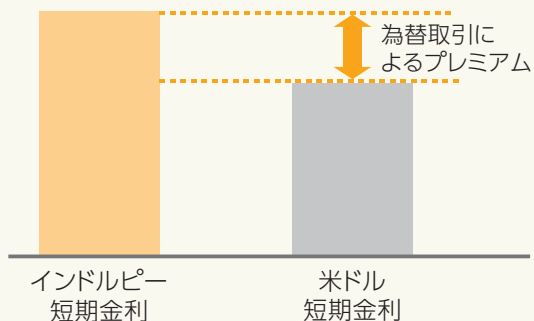
■ 過去10年の為替変動リスク（値動きの幅）では、インドルピーはユーロとほぼ同水準であり、他の新興国等の通貨と比較して、変動リスクが小さく、相対的に値動きが安定しています。

(注1) データは2007年6月末～2017年6月末。  
(注2) 為替変動リスクは各国通貨（対円）の月次騰落率から求めた標準偏差を年率換算したものを使用。  
(出所) Bloomberg

※ グラフ・データは、過去の実績および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

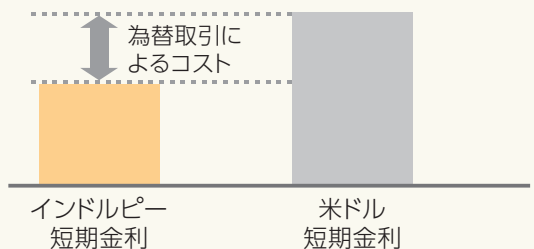
## 為替取引について

### [ 為替プレミアムのイメージ ]



- 米ドル建て等の債券に投資した場合、米ドル売りインドルピー買いの為替取引を行うため、為替取引によるプレミアム/コスト(米ドルとインドルピーの短期金利差に相当する収益/費用)が発生します。
- 米ドル売りインドルピー買いの為替取引に直物為替先渡取引(NDF)を用いた場合、短期金利差が理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。

### [ 為替コストのイメージ ]



- 為替取引によるプレミアム/コストとは為替取引を行った結果、付随的に得られる2通貨間の短期金利差(収益/費用)のことです。
- インドルピーの短期金利が米ドルの短期金利を上回っている場合、その金利差が為替取引によるプレミアム(収益)となります。
- インドルピーの短期金利が米ドルの短期金利を下回っている場合、その金利差が為替取引によるコスト(費用)となります。

※上記は、為替取引によるプレミアム/コストについて理解を深めていただくためのイメージです。



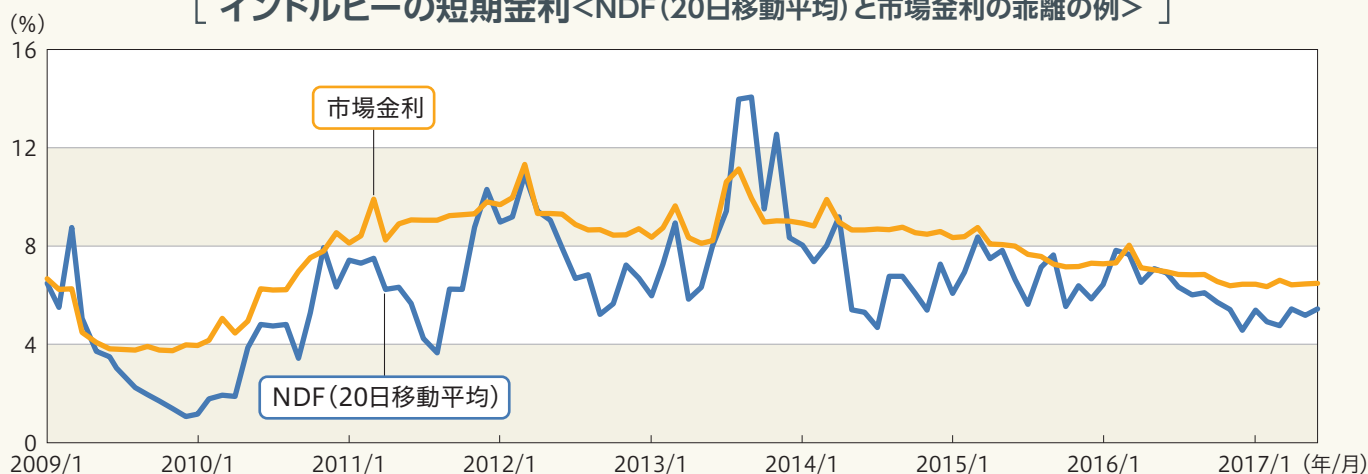
#### NDFとは

NDFとはノン・デリバブル・フォワードの略で、決済にあたり、該当通貨ではなく主に米ドル等が用いられる短期の為替先渡取引の一種です。また、取引レートと決済レートの差額のみが決済されます(差金決済)。当局から国外での該当通貨の流通が規制されている場合や、取引量が少ない等の理由から該当通貨で決済をすることが難しい場合に利用されます。

### ▶ 変動する短期金利差

- 「為替取引によるプレミアム/コスト」の水準は、短期金利の変化により影響を受けるため、拡大することもあれば、縮小することもあります。さらに、将来、短期金利が逆転し、「為替取引によるプレミアム」が「為替取引によるコスト」となる可能性があります。

### [ インドルピーの短期金利<NDF(20日移動平均)>と市場金利の乖離の例 ]



(注1)データは2009年1月末～2017年6月末。

(注2)市場金利はインターバンク金利(1ヵ月もの)。

(出所)Bloomberg

※グラフ・データは、過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

## 投資対象とする外国投資信託の運用会社について

### 〔「コタック・マヒンドラ」グループについて〕



■「コタック・マヒンドラ」グループは、傘下に商業銀行、証券会社、資産運用会社、生命保険、投資銀行等を持つ、インドのトップクラスの総合金融グループの一つです。

#### ▶ 運用資産残高 (2017年3月末)

約218億米ドル (約2.4兆円)

※2017年3月末の為替レート(1米ドル=111.31円)で円換算。

#### ▶ 拠点数 (2017年3月末)

「コタック・マヒンドラ」グループは、銀行の1,369支店を含む3,057の拠点を有しています。

■インド債券に関して、約16年の運用実績があります。

■インド債券の運用チームは15名で構成されています (リサーチ部門含む)。

### 〔コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント (シンガポール) について〕

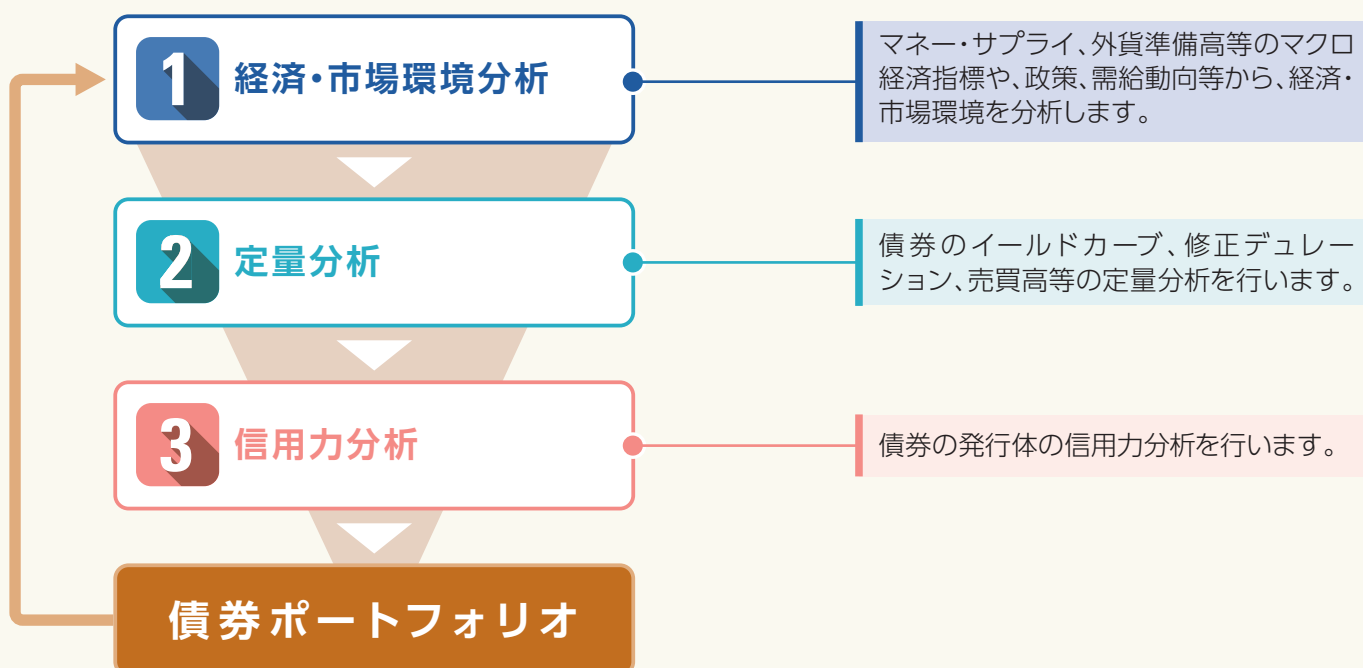
■投資対象とする外国投資信託の運用会社であるコタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント (シンガポール) は、2014年に設立されました。

### 〔コタック・マヒンドラ銀行について〕

■コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント (シンガポール) の親会社であるコタック・マヒンドラ銀行はボンベイ、ナショナル両証券取引所に上場しており、その時価総額は約247億米ドル (約2.8兆円) に達し、インドの株式時価総額上位50社で構成される株式指数にも含まれています。

※時価総額は2017年3月末現在、同時点の為替レート(1米ドル=111.31円)で円換算。

### 〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは2017年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)「コタック・マヒンドラ」グループ、Bloomberg

## 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

## 分配方針

- 毎月26日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

# ファンドの目的・特色

## 分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

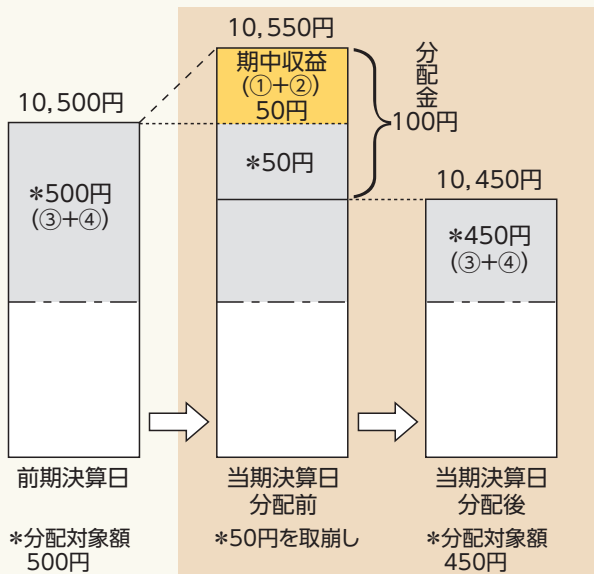
ファンドで分配金が支払われるイメージ



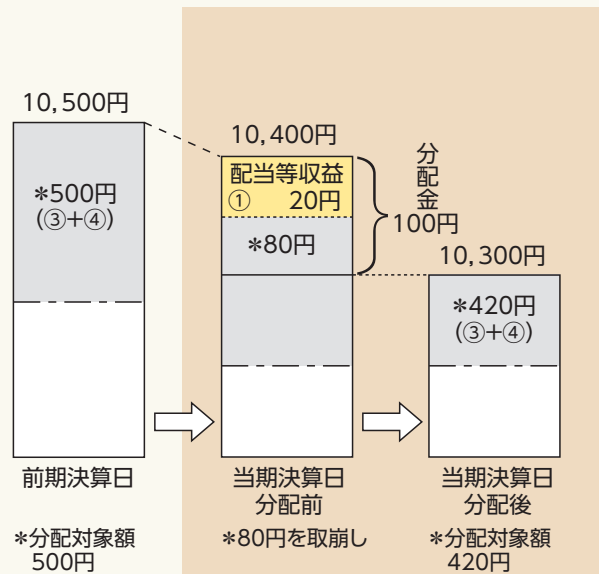
■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。  
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### (計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

#### [ 前期決算日から基準価額が上昇した場合 ]



#### [ 前期決算日から基準価額が下落した場合 ]

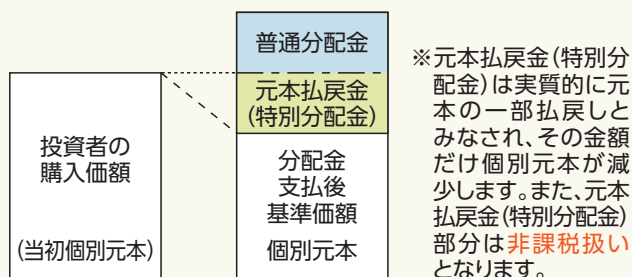


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

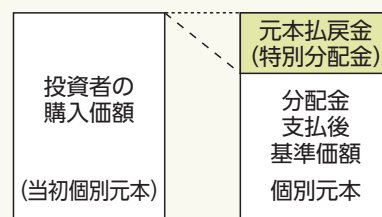
■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

#### [ 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合 ]



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

#### [ 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合 ]



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



## 追加的記載事項

■投資対象とする投資信託の投資方針等

### ▶Kインディア・インカム・ファンド

形態	ケイマン籍会社型投資信託(円建て)
主要運用対象	主として、インドの債券等
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として、インドルピー建て以外のインドの債券等に投資することにより、安定的な金利収益の確保と信託財産の成長を目指します。</li> <li>インドルピー建て以外のインドの債券等に投資した場合には実質的にインドルピー建てとなるように為替取引を行います。</li> </ul>
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券の空売りは行いません。</li> <li>純資産総額の10%を超える借入れを行いません。</li> <li>非流動性資産への投資は取得時において純資産総額の15%以下とします。</li> </ul>
決算日	年1回決算(原則として、毎年9月30日。休業日の場合は前営業日)
分配方針	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行う方針です。
信託報酬	年0.64%
その他の費用	ファンド設立時の費用、監査費用等がかかります。
申込手数料	ありません。
投資顧問会社	コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント(シンガポール)

### ▶コタック・フレキシィー・デット・ファンド(クラスA)

形態	モーリシャス籍会社型投資信託(円建て)
主要運用対象	主として、インドの債券等
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として、インドの債券等に投資することにより、安定的な金利収益の確保と信託財産の成長を目指します。</li> <li>インドルピー建て以外のインドの債券等に投資した場合には実質的にインドルピー建てとなるように為替取引を行います。</li> </ul>
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券の空売りは行いません。</li> <li>純資産総額の10%を超える借入れを行いません。</li> <li>非流動性資産への投資は取得時において純資産総額の15%以下とします。</li> </ul>
決算日	年1回決算(原則として、毎年3月31日。休業日の場合は前営業日) ただし、決算日は変更される場合があります。
分配方針	毎月13日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行う方針です。
信託報酬	年0.64%
その他の費用	ファンド設立時の費用、監査費用等がかかります。
申込手数料	ありません。
投資顧問会社	コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント(シンガポール)

## 基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の債券を投資対象としており、その価格は、保有する債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。



### 価格変動リスク

#### 債券市場リスク…債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

#### 信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



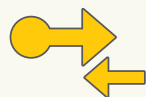
#### 為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。



#### カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。



#### 市場流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## その他の留意点



### ファンド固有の留意点 為替取引に関する留意点

- ファンドの投資対象である外国投資信託において為替取引を行う場合、直物為替先渡取引(NDF)を利用する場合があります。NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等の影響により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。したがって、実際の為替市場や金利市場の動向から想定される動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、当該取引において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により取引が実行されないこと)が生じる可能性があります。
- ファンドが活用する店頭デリバティブ取引(NDF等)を行うために担保または証拠金として現金等の差入れがさらに必要となる場合があります。その場合、ファンドは追加的に現金等を保有するため、ファンドが実質的な投資対象とする資産等の組入比率が低下することがあります。その結果として、高位に組み入れた場合に比べて期待される投資効果が得られず、運用成果が劣化する可能性があります。

### インドルピー建て債券に関する留意点

インドの債券市場において、外国機関投資家がインドルピー建て債券に投資を行う場合、FII(Foreign Institutional Investors)制度に基づく投資ライセンスの取得や入札等による投資枠の取得が必要となります。そのため、当初設定から一定期間は、インドルピー建て債券への投資割合がゼロとなることが想定されるほか、投資枠の取得状況や利用状況によっては、投資開始後においても当該投資割合が低くなる場合があります。インドルピー建て債券への投資においては、インカム・ゲインやキャピタル・ゲインに対して課税される場合があります。今後、上記のFII制度および税制は変更される場合があります。



### 投資信託に関する留意点

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

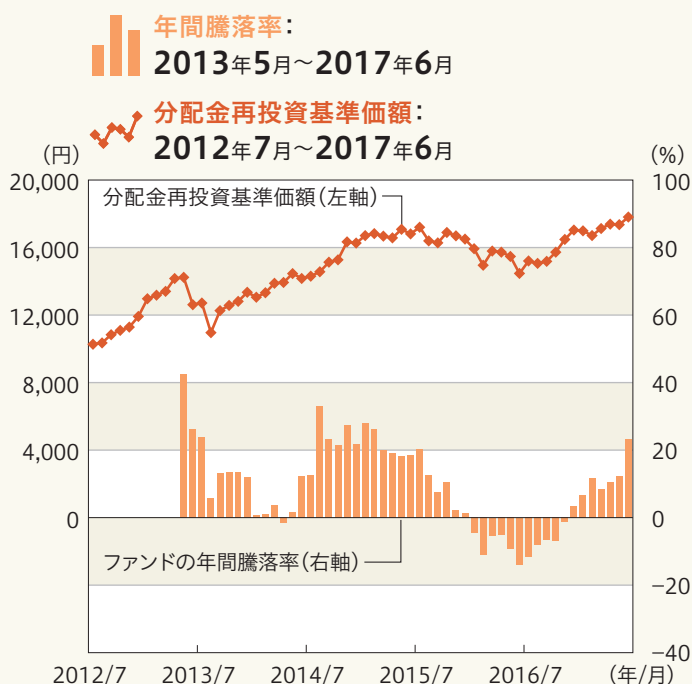
## リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、法務コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会に報告されます。

## (参考情報) 投資リスクの定量的比較

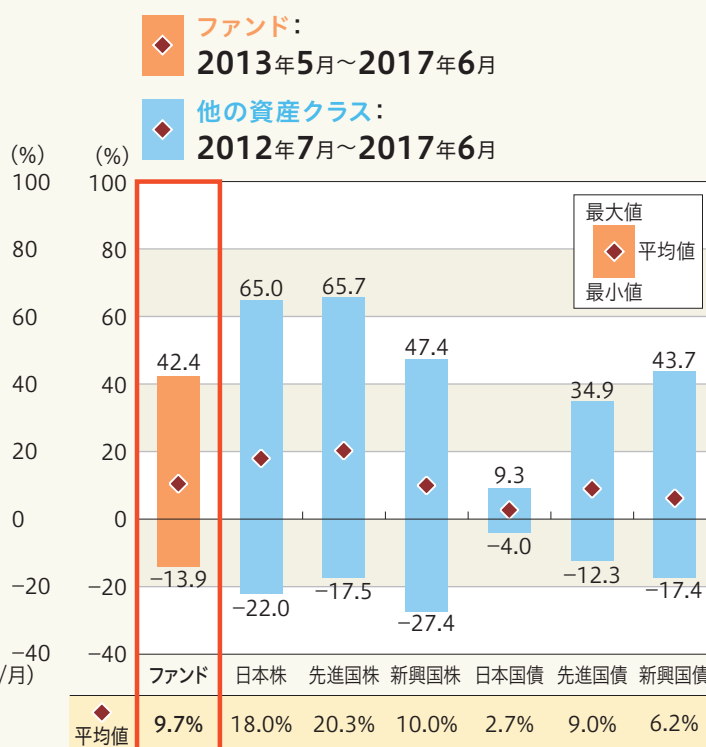
### ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



### ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

日本株	<b>TOPIX(配当込み)</b> 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	<b>MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース)</b> MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	<b>MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)</b> MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	<b>NOMURA-BPI(国債)</b> 野村証券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	<b>シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)</b> Citigroup Index LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	<b>JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)</b> J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

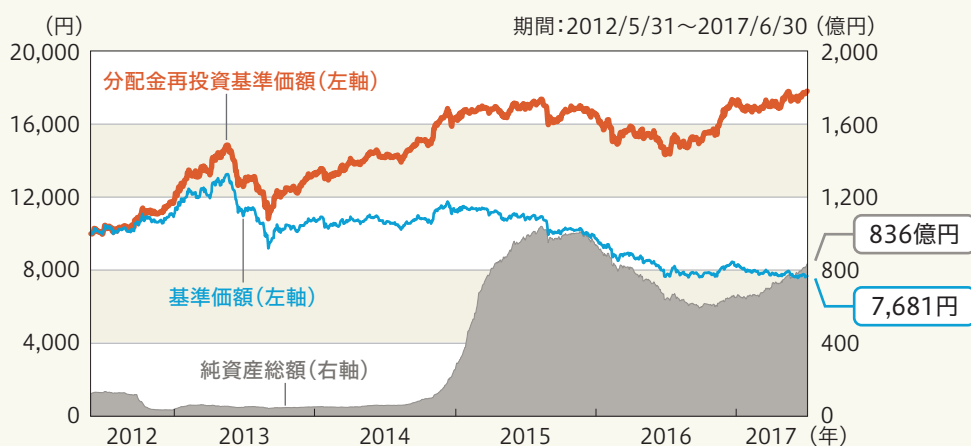
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。



※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。  
 ※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

## 分配の推移

決算期	分配金
2017年 6月	140円
2017年 5月	140円
2017年 4月	140円
2017年 3月	140円
2017年 2月	140円
直近1年間累計	1,680円
設定来累計	8,280円

※分配金は1万口当たり、税引前です。  
 ※直近5計算期間を記載しています。

## 主要な資産の状況

### ■インド債券ファンド(毎月分配型)

#### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資証券	モーリシャス	69.36
	ケイマン諸島	28.29
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.35
合計(純資産総額)		100.00

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
モーリシャス	投資証券	コタック・フレキシィー・デット・ファンド(クラスA)	69.36
ケイマン諸島	投資証券	Kインディア・インカム・ファンド	28.29

※比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。  
 ※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入る有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

### ■Kインディア・インカム・ファンド

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)(2017年6月29日現在)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
インド	社債券	Reliance Holding 5.40% 14/02/2022	5.400	2022/02/14	9.68
インド	社債券	ICICI Bank 5.75% 16/11/2020	5.750	2020/11/16	8.29
インド	社債券	State Bank of India FRN 2.09678% 06/04/2020	2.09678	2020/04/06	8.18
インド	社債券	EXIM Bank 2.75% 01/04/2020	2.750	2020/04/01	7.22
インド	社債券	Axis Bank 3.25% 21/05/2020	3.250	2020/05/21	5.12
インド	社債券	ECL Finance Ltd 9.05% 28/12/2019	9.050	2019/12/28	3.50
インド	社債券	Tata Motors 4.625% 30/04/2020	4.625	2020/04/30	2.92
インド	社債券	Bharti 4.375% 10/06/2025	4.375	2025/06/10	2.90
インド	社債券	State Bank of India 3.622% 17/04/2019	3.622	2019/04/17	2.70
インド	社債券	Adani Ports And Special 3.50%	3.500	2020/07/29	2.68

※比率は、Kインディア・インカム・ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。当該時価には、未収利息等が含まれています。  
 ※上記は、コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント(シンガポール)から入手した情報を基に、三井住友アセットマネジメントが作成しています。



# 運用実績

基準日:2017年6月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## ■コタック・フレキシィー・デット・ファンド(クラスA)

当該投資信託をシェアクラスとして含む「コタック・フレキシィー・デット・ファンド」の上位10銘柄は、以下の通りです。

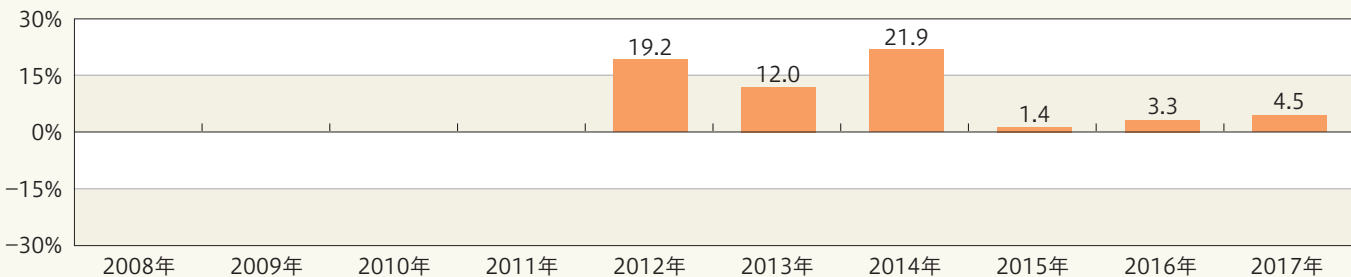
### 主要投資銘柄(上位10銘柄)(2017年6月29日現在)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
インド	国債証券	7.73% GOI 19/12/2034	7.730	2034/12/19	10.63
インド	社債券	7.30% Power Grid Corporation (SeriesLIX) 19/06/2027	7.300	2027/06/19	6.86
インド	国債証券	8.60% GOI 02/06/2028	8.600	2028/06/02	6.84
インド	社債券	7.18% Power Finance Corporation(Series 158) 20/01/2027	7.180	2027/01/20	6.21
インド	社債券	8.97% UP Power Corporation Limited(SERIES III - E) 14/02/2025	8.970	2025/02/14	4.20
インド	国債証券	7.88% GOI 19/03/2030	7.880	2030/03/19	3.82
インド	国債証券	8.24% GOI 10/11/2033	8.240	2033/11/10	3.58
インド	社債券	8.97% UP Power Corporation Limited (SERIES III - D) 15/02/2024	8.970	2024/02/15	3.51
インド	社債券	9.95% Bank of India (Base III Series 4)Perpetual Bond 15/03/2022	9.950	2022/03/15	3.07
インド	国債証券	6.57% GOI 05/12/2033	6.570	2033/12/05	2.96

※比率は、コタック・フレキシィー・デット・ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。当該時価には、未収利息等が含まれています。

※上記は、コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント(シンガポール)から入手した情報を基に、三井住友アセットマネジメントが作成しています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2012年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2012年5月31日)から年末までの騰落率を表示しています。

※2017年のファンドの収益率は、年初から2017年6月30日までの騰落率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

## お申込みメモ

### 購入時

購 入 単 位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。 ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。
購 入 代 金	販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

### 換金時

換 金 単 位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目以降にお支払いします。

### 申込関連

申 込 締 切 時 間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、購入、換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購 入 の 申 込 期 間	2017年8月25日から2018年2月22日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申 込 不 可 日	インド(ムンバイ)、モーリシャス、シンガポール、ニューヨークの銀行休業日またはインドの取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。
換 金 制 限	—
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた購入、換金の申込みを取り消させていただく場合があります。

### 決算日・収益分配

決 算 日	毎月26日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	毎月決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります) 分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

## お申込みメモ

### その他

信託期間	2012年5月31日から2022年5月26日まで
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が20億口を下回る事となったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
信託金の限度額	2,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。 ただし、2018年2月1日以降は、以下の通り変更される予定です。 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ ( <a href="http://www.smam-jp.com">http://www.smam-jp.com</a> ) に掲載します。
運用報告書	交付運用報告書は、6ヵ月(原則として5月および11月の各決算時までの期間)毎に作成し、原則として、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けいたします。 なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
基準価額の 照会方法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「インド債毎月」として掲載されます。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用はありません。 ※上記は、2017年6月30日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

##### 購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に <b>3.78% (税抜き3.5%)</b> を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

##### 保有時

運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に<b>年1.08% (税抜き1.0%)</b>の率を乗じた額が毎日計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。</p> <p>信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</p> <p>&lt;信託報酬の配分(税抜き)&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各販売会社の純資産残高</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100億円未満の部分</td> <td>年0.27%</td> <td>年0.70%</td> <td>年0.03%</td> </tr> <tr> <td>100億円以上300億円未満の部分</td> <td>年0.24%</td> <td>年0.73%</td> <td>年0.03%</td> </tr> <tr> <td>300億円以上の部分</td> <td>年0.22%</td> <td>年0.75%</td> <td>年0.03%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>ファンド運用の指図等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table>	各販売会社の純資産残高	委託会社	販売会社	受託会社	100億円未満の部分	年0.27%	年0.70%	年0.03%	100億円以上300億円未満の部分	年0.24%	年0.73%	年0.03%	300億円以上の部分	年0.22%	年0.75%	年0.03%	支払先	役務の内容	委託会社	ファンド運用の指図等の対価	販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
各販売会社の純資産残高	委託会社	販売会社	受託会社																						
100億円未満の部分	年0.27%	年0.70%	年0.03%																						
100億円以上300億円未満の部分	年0.24%	年0.73%	年0.03%																						
300億円以上の部分	年0.22%	年0.75%	年0.03%																						
支払先	役務の内容																								
委託会社	ファンド運用の指図等の対価																								
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価																								
受託会社	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価																								
投資対象とする投資信託	年0.64%程度																								
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して <b>年1.72% (税抜き1.64%)程度</b>																								
その他の費用・手数料	上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。																								

※ファンドの費用(手数料等)の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

## ファンドの費用・税金

### ■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

#### 分配時

<b>所得税及び地方税</b>	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
-----------------	-------------------------------

#### 換金(解約)時及び償還時

<b>所得税及び地方税</b>	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
-----------------	--

※上記は、2017年6月30日現在の情報をもとに記載しています。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



